

別表2（国外）外国旅行の旅費(日当、宿泊料及び食卓料)

区 分		管理職	その他
日 当 (1日に つき)	指定都市	7,200円	6,200円
	甲地方	6,200円	5,200円
	乙地方	5,000円	4,200円
	丙地方	4,500円	3,800円
宿泊料 (1夜に つき)	指定都市	22,500円	19,300円
	甲地方	18,800円	16,100円
	乙地方	15,100円	12,900円
	丙地方	13,500円	11,600円
食 卓 料		6,700円	5,800円

備 考

1. 外国は、次の各号に規定する地域に区分するものとする。

一 北米地域

北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く。)、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ(西インド諸島及びマリアナ諸島(グアムを除く。))を除く。)

二 欧州地域

ヨーロッパ大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。)、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。)

三 中近東地域 アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ

四 アジア地域(本邦を除く。)

アジア大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び前号に定める地域を除く。)、インドネシア、東ティモール、フ

ィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ

#### 五 中南米地域

メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ

#### 六 大洋州地域

オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ(ハワイ諸島及びグアムを除く。)

#### 七 アフリカ地域

アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。)

#### 八 南極地域

南極大陸及び周辺の島しょ

2. 表中の「指定都市、甲地方、乙地方、丙地方」とは、次の各号に規定する地域とする。

##### 一 指定都市

シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域

##### 二 甲地方

北米地域、欧州地域、中近東地域として1で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域でアゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域

##### 三 乙地方

指定都市、甲地方並びに丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)

##### 四 丙地方

アジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、アフリカ地域及び南極地域として1で定める地域のうち指定都市以外の地域でインドシナ半島(シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む。)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域

3. 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする